



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社クワザワ
代表者名 代表取締役社長 桑澤 嘉英
(コード：8104、札証)
問合せ先 取締役常務執行役員 佐藤 喜美夫
(TEL 011-864-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループ企業増加に伴い、子会社の定款に定める事業目的を親会社として明確化するため、現行第 3 条（目的）について、記載の見直しおよび追加をするものです。
- (2) 現行第 15 条に定める（事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供）について、株主総会参考書類等についての記載を追加するため、所要の変更を行うものです。
- (3) ガバナンス体制の強化を図ると共に、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし現行第 21 条第 1 項について所要の変更を行うものです。
- (4) 経営監督機能の強化を目的とし、取締役会決議により取締役副社長を若干名選定できる旨を第 22 条第 3 項として新設するものです。
- (5) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>第3条(目的) 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買および輸出入業</p> <p>イ. 建設資材</p> <p>ロ. 建設機械、農業機械、医療用具、計量器、通信設備、電気設備、公害防止設備等の設備およびこれらの部品</p> <p>ハ. 各種家庭用品、家庭電気製品、家具製品、<u>スポーツ用品、娯楽用品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品</u></p> <p>ニ. 化学製品、工業薬品、<u>医薬品</u></p> <p>ホ. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからニまでの物品の開発、製造、加工および<u>修理業</u></p> <p>3. 建設工事の設計、施工ならびに<u>管理</u></p> <p>(新 設)</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発</p> <p>(新 設)</p> <p>5. 倉庫業</p> <p>6. 損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業</p> <p>7. <u>旅行斡旋業</u></p> <p>8. <u>スポーツ、観光および娯楽施設の経営</u></p> <p>9. 陸上運送業、<u>海上運送業</u>、運送取扱業およびこれらの代理業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>10. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条(目的) 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買および輸出入業</p> <p>イ. 建設資材、<u>建築資材、土木資材、生コンクリート、各種コンクリート製品</u></p> <p>ロ. 建設機械、農業機械、医療用具、計量器、通信設備、電気設備、公害防止設備等の設備およびこれらの部品</p> <p>ハ. 各種家庭用品、家庭電気製品、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨</p> <p>ニ. 化学製品、工業薬品</p> <p>ホ. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからニまでの物品の開発、製造、加工、修理および賃貸業</p> <p>3. 建設工事、<u>建築工事、土木工事の企画、設計、施工、請負ならびに監理</u></p> <p>4. <u>住宅ローンの取次および建築諸手続代行</u></p> <p>5. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発</p> <p>6. <u>各種施設の管理および清掃業</u></p> <p>7. 倉庫業</p> <p>8. <u>生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>9. 陸上運送業、運送取扱業およびこれらの代理業</p> <p>10. <u>産業廃棄物収集運搬業</u></p> <p>11. <u>自動車、建設用車両等の分解、整備、修理、再塗装、賃貸、販売およびこれらのコンサルティング業務</u></p> <p>12. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. リース業</p> <p>12. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>13. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>14. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</p> <p>15. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>第4条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は株主総会の招集に際し、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第23条～第48条 (条文省略)</p>	<p>13. リース業</p> <p>14. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>15. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>16. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</p> <p>17. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>第4条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>③ <u>取締役会の決議によって、取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>第23条～第48条 (現行どおり)</p>